

橋本市民病院 非常用発電設備
始動用・制御用蓄電池更新 仕様書

令和 7 年 6 月

1. 総 則

1.1 施工概要

非常用発電設備における始動用および制御用蓄電池を更新するものである。

1.2 業務履行場所

橋本市民病院内地下 1 階電気室

1.3 工事名称

橋本市民病院 非常用発電設備 始動用・制御用蓄電池更新工事

1.4 発注者

橋本市民病院 橋本市病院事業管理者 古川 健一

1.5 発注者側担当者

監督職員 橋本市民病院 経営管理課 用度係

(主) 山添 好英

(副) 武田 朋容

1.6 工 期 着工 契約締結日の 1 か月後 ～ 完成 令和 8 年 3 月 31 日 を予定

1.7 現地調査

令和 7 年 6 月 20 日（金）までに実施すること。

上記日程に沿わない場合は別途協議とする。

2. 一般事項

2.1 施工調査

工事の着手に先立ち、実施工程表、施工計画書作成のための調査、打ち合わせを行なう。

2.2 足場その他

足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」によるものとする。

○外部足場等 ○内部足場等(脚立、足場板等)

2.3 工事用電力・水その他

本工事に必要な電力、水、ガスなどは発注者が無償で支給するものとする。

2.4 工事用仮設物

設置を認めない。

2.5 養生

本工事に必要な養生を十分に行い、院内設備の破損・汚染なきようにすること。

2.6 廃棄物処理

本工事により発生した産業廃棄物及びそれらに類するものは、すべて請負者が処分するものとする。処理方法については関係法令に基づき適切に処理すること。

2.7 施工図等

施工業者は、仮設物や現地搬入路等の調査を実施する。また、仕様書による施工図を作成し間違いが無いことを発注者と協議する。

2.8 工事資材搬入通路

工事資材搬入通路は、事前に監督職員と協議すること。また、工事車両等は患者の安静及び通行者の危険防止のため最徐行させること。工事車両等の通行により破損等の発生した場合は、請負者の負担により原状回復を行うこと。

2.9 停電等

停電等を伴う場合は、事前に病院担当者と協議し、病院運営に支障が生じないように計画すること。

2.10 災害・事故防止

解体撤去工事等の着手前に現地の調査を十分に行い、断線・配管破損事故等を起こさないようにすること。

2.11 火災予防

現地の火災には特に注意し、火気の取扱場所には消火器等を備えた一定の場所で行うようにすること。

2.12 工事車両の駐車

院内駐車場が狭隘なため、工事車両の駐車させる場所を病院担当者から指定を受けて駐車すること。

2.13 質問書の提出

入札説明書による。

質疑書受付期限：(令和 7 年 6 月 12 日 (木) ～令和 7 年 6 月 23 日 (月))

2.14 その他

着工後に整備内容の変更が生じた場合は、工事請負契約書に従い適切に処理すること。

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上実施する。

3. 整備仕様

3.1 既設蓄電池仕様

(1) 直流電源盤 (始動用)

蓄電池：DC 48V

型式：MSE-300 (2V×24セル)

数量：1式

(2) 直流電源盤 (制御用)

蓄電池：DC 24V

型式：MSE-50-12 (2セル)

数量：1式

3.2 今回取替機器仕様

(1) 直流電源盤 (始動用)

蓄電池：DC 48V

型式：MSE-300 (2V×24セル) (長寿命)

数量：1式

(2) 直流電源盤 (制御用)

蓄電池：DC 24V

型式：MSE-50-12 (2セル) (長寿命)

数量：1式

3.3 産業廃棄物の処理について

既設無停電電源装置の撤去処分については、入札工事費に含むものとし適切に処分すること。

3.4 整備概要及び注意事項

工事は病院運営に影響のない日時で行い、担当職員と協議し決定すること。

整備、工事により、電源の停止を行う必要がある場合には、事前に担当職員と打合せの上、工事を行うこと。

作業場所の状況を十分考慮し、室内を養生してゴミや埃が発生しないようにすること。また、搬入や設置中に壁や床、天井等を汚損、損傷させた場合は請負業者の負担で速やかに修繕すること。不明点があれば監督職員に相談し、自己判断で行動しないこと。

院内敷地内は全面禁煙。車内、院内敷地付近での喫煙も禁止とする。

院内は感染対策として必ずマスクを着用すること。

3.5 整備工程について

工事作業工程日は担当職員と協議の上、着工1ヶ月前までに作業工程表を提出して、承諾を得ること。

作業工程を請負業者の都合等で変更する時は、担当職員と協議して変更後の作業工程を提出し承諾を得ること。

3.6 作業日、作業時間について

作業日は平日を原則とし、基本時間帯は、9時00分から17時00分とする。

基本作業時間外で行う場合は、担当職員と協議し承諾が得られた場合のみ許可する。

3.7 運搬・搬入について

運搬・搬入の際に重機等使用する場合は駐車場所、搬入経路は病院担当職員の指示に従い作業すること。

3.8 保証

保証期間は、設置日から1年間とし、公表されたメーカー保証期間が1年より長期となる場合は、メーカーの定める保証期間とする。

ただし、保証期間後であっても、設計、製作及び材質不良等(リコール)の瑕疵により生じたものについては、請負者が無償で修理等を行うこと